

令和８・９年度

入札参加資格審査申請要領

【 設計・測量・建設コンサルタント等業務 】

令和８・９年度において、愛知中部水道企業団が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。入札参加の資格審査を希望される方は、本要領に基づき適正な入札参加資格審査申請を行ってください。

なお、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）を利用して入札参加資格審査申請はできませんので、申請書類を受付期間内に郵送してください（原則、管財検査課窓口での申請書類の受取はできませんので、ご注意ください。）。

１ 申請者の要件

入札参加の資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- （１） 引き続き２年以上当該営業に従事していること。
- （２） 入札参加の資格審査を希望する業種について、建築設計を希望する方は、建築士法第23条に基づく「建築士事務所」の登録、一般測量又は航空写真測量を希望する方は、測量法第55条に基づく「測量業者」の登録、若しくは、法令等による営業の登録を必要とする場合は、当該登録を受けていること。
- （３） 地方自治法施行令第167条の４第１項（同令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。

地方自治法施行令 （抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の４ 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の４の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- （４） 次に掲げる国税が未納でないこと。

- ① 法人の方…法人税、消費税及び地方消費税
- ② 個人の方…申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

- （５） 入札参加資格審査申請書及びその添付書類において、虚偽の申請がないこと。

2 受付期間及び提出先

入札参加資格審査申請をする方は、入札参加資格審査申請書及びその添付書類を受付期間内に
郵送（配達状況の追跡サービスが利用可能な簡易書留等）により提出してください。

（原則、管財検査課窓口での申請書類の受取はできませんので、ご注意ください。）

（1）受付期間

① 定時受付

令和8年1月13日（火）から令和8年2月16日（月）まで（当日消印有効）

② 随時受付

令和8年4月1日（水）から令和10年1月14日（金）まで（当日消印有効）

（2）提出先

〒470-0153

愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷212番地

愛知中部水道企業団 管財検査課 管財グループ

3 入札参加資格審査申請の方法

- （1）入札参加資格審査申請書は、別添様式1～5です。必ず愛知中部水道企業団ホームページの「入札参加資格の申請様式」よりダウンロードし、必要箇所を記入し提出してください。

愛知中部水道企業団ホームページ <https://www.suidou-aichichubu.or.jp>

なお、受付証を必要とする場合は、受付証用官製はがき等を同封してください。

- （2）使用文字については、JIS漢字コードの第一水準又は第二水準を使用してください。
- （3）申請は、支店や営業所等を開設している場合でも本店（本社）で行ってください。
- （4）愛知中部水道企業団と契約を締結する営業所は、本店（本社）を含めてどこか1つの営業所で申請してください（複数の営業所等の申請はできません。）。

契約を締結する営業所は、当該営業所で資格審査を希望する業種の営業を営むことを認められている必要があります。

- （5）令和6・7年度に登録がある場合又は過去に申請したことがある場合は、継続申請となります。

4 提出書類

書類名	摘要
入札参加資格審査申請書 (設計・測量・建設コンサルタント等)	様式1、2、3、4、5を提出してください。 (受付証明が必要な場合は、受付印が押印できる官製はがき等)
登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	法人の方のみ必要です。 ・法務局で発行(写し可)
代表者(受任者)の身元(身分)を証明できる書類	・代表者(受任者)が役員の場合は、「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」(写し可)を提出してください。 ・代表者(受任者)が役員以外の場合又は個人の場合は、本籍地の市区町村役場で取得した「身元(身分)証明書」(写し可)を提出してください。 (証明書は、申請日から3か月以内に発行したものを提出してください。)
委任状	様式1の2で「委任行為の有無」欄を「有」とした場合に必要です。
登記されていないことの証明書 (後見・保佐・補助を受けていないことの証明)	個人の方のみ必要です。 ・全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課窓口で発行(写し可) また、東京法務局では郵送申請も可能 (証明書は、申請日から3か月以内に発行したものを提出してください。)
納税証明書(国税)	納税証明書(「その3の2」又は「その3の3」(写し可)) ・法人の方「その3の3」(未納の税額がないことの証明) ・個人の方「その3の2」(未納の税額がないことの証明) (納税証明書は、本店所在地を管轄する税務署(窓口又はオンライン)で交付を受けることができます。)
資本関係又は人的関係に関する申告書	下記の(ア)、(イ)に該当する者がいる場合に必要です。

● 資本関係又は人的関係に関する書類

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととしておりますので、申請者は、次の(ア)又は(イ)の關係に該当する者がいる場合、資本関係又は人的関係に関する申告書を提出してください。

なお、該当する者がいない場合はこの申告書を提出する必要はありません。

※ 申告漏れや記載漏れは虚偽の申請とみなしますのでご注意ください。

(ア) 資本関係

- ① 親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

親会社等及び子会社等の定義

会社法第2条第4号の2 親会社等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

会社法第2条第3号の2 子会社等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

（イ）人的関係

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

※ ①については、会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

役員の定義

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者

- 1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - （1） 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - （2） 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - （3） 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - （4） 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4 組合の理事
- 5 その他業務を執行する者であつて、1から4までに掲げる者に準ずる者

※ 申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記の該当する場合のみ、申告の対象となります。

資本関係又は人的関係に変更があった場合（全て解消された場合を含む。）又は新たに生じた場合は、速やかに資本関係又は人的関係に関する申告書を提出してください。

5 入札参加の資格審査

入札参加の資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。

6 入札参加の資格審査結果

入札参加の資格審査結果は、郵送により通知します。定時受付の場合は、令和8年3月末までに通知する予定です。

7 入札参加資格の有効期限

入札参加資格決定の日（定時受付分は令和8年4月1日（水））から令和10年3月31日（金）まで有効とします。

ただし、令和10年4月1日（土）以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間、従前に入札参加資格は、その効力を有します。

8 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱いについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の入札参加資格審査申請をし、認定を受ける必要があります。

9 入札参加資格決定後における登録内容の変更等について

（1）申請方法

入札参加資格の登録内容に変更等が生じた場合は、愛知中部水道企業団ホームページの「入札参加資格の申請様式」より「名称等変更届」をダウンロードし、必要事項を記入し郵送により提出してください。

なお、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）を利用して登録内容の変更はできませんのでご注意ください。

（2）受付期間及び提出先

① 受付期間

令和8年4月1日（水）から令和10年1月14日（金）まで（必着）

② 提出先

〒470-0153

愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷212番地

愛知中部水道企業団 管財検査課 管財グループ

(3) 添付書類

変更等事項	添付書類
① 商号又は名称（支店営業所を含む。）	・ 変更の確認がとれる登記事項証明書等の写し ・ 委任状 （様式1の「申請者」と「契約を締結する営業所」が違う場合） <u>注）別途 IC カードの変更・登録が必要です。※1</u>
② 本店代表者の職名又は氏名 注）「代表者氏名が変わる場合」とは、婚姻や改名により名前が変わる場合も含みます。	【法人の方】 ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可） ・ 委任状 （様式1の「申請者」と「契約を締結する営業所」が違う場合） 【個人の方】 ・ 代表者の身元（身分）証明書及び代表者の登記されていないことの証明書 <u>注）代表者氏名が変わる場合は、別途 IC カードの変更・登録が必要です。※1</u>
③ 契約を締結する営業所代表者の職名又は氏名	代表者（受任者）が役員以外の場合 ・ 身元（身分）証明書（写し可） ・ 委任状 （様式1の「申請者」と「契約を締結する営業所」が違う場合） <u>注）代表者氏名が変わる場合は、別途 IC カードの変更・登録が必要です。※1</u>
④ 所在地、郵便番号、電話番号、FAX 番号又はE-mail アドレス ※2（支店営業所を含む。）	なし <u>注）所在地が変わる場合は、別途 IC カードの変更・登録が必要です。</u>
⑤ 業種追加に関する事項	なし
⑥ 登録等に関する事項	なし
⑦ 資本金（法人のみ）	なし
⑧ 廃業	・ 入札参加資格審査申請取下げ届
⑨ 入札参加資格の一部取下げ	・ 名称等変更届
⑩ 資本関係又は人的関係（全て解消された場合及び新たに生じた場合を含む。）	・ 資本関係又は人的関係に関する申告書
⑪ 個人から法人への組織変更 ※3	（例） ・ 登録を必要とする場合は、法人の登録を証する書面 ・ 登記事項証明書の写し

変更等事項	添付書類
⑫ 合併、営業権譲渡等による事業の承継 ※ 3	(例) ・ 法人の登録を証する書面 （登録が必要な業種を希望する場合に限る。） ・ 登記事項証明書の写し ・ 合併、営業権譲渡等契約書の写し ・ 法人の規模により合併、営業権譲渡等に関する公正取引委員会の届出受理書の写し
⑬ 相続による事業の承継 ※ 3	(例) ・ 相続関係を証する書面（戸籍謄本等） ・ 相続人の登録を証する書面の写し （登録が必要な業種を希望する場合に限る。）

※ 1 ICカード登録情報に変更等が生じた場合は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の利用規約「代表者が変更になった場合の利用者ICカード登録手順」を参照し、速やかに手続きを行ってください。

【参考】ポータルサイトー〈利用規約/ICカード〉－「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の利用規約」－「代表者が変更になった場合の利用者ICカード登録手順」

※ 2 E-mailアドレスは、「名称等変更届」を提出すると共に、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にて各自変更してください。

※ 3 変更事項⑪～⑬は、営業の同一性が認められる場合のみ、入札参加資格を承継することができます。また、入札参加資格審査申請の内容確認のため、上記以外の添付書類を提出していただく場合や来庁していただく場合があります。

10 その他

(1) 記入内容や添付書類などの入札参加資格審査申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の入札参加資格審査申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

また、建築設計を希望する方は建築士法第23条に基づく「建築士事務所」の登録、一般測量又は航空写真測量を希望する方は測量法第55条に基づく「測量業者」の登録、若しくは法令等による営業の登録を必要とする場合は、当該登録の更新を行っていない場合、入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

(2) 当該入札参加資格審査申請に基づく入札参加資格者名簿は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の入札情報サービスで公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。

(3) 入札参加資格審査申請の内容を証明する書面は、入札参加資格者名簿の有効期間中は保管しておいてください。

(4) 提出書類はファイル綴りにしていただく必要はありません。提出書類のみ郵送してください。

(5) 電子入札への参加にはICカードの購入、利用者登録が必要になります。

【申請書記入上の注意事項（設計・測量・建設コンサルタント等業務）】

＜様式 1（共通情報） 関係＞

日付は申請日を記入し、「申請内容」欄は、前回（令和 6・7 年度又は過去に申請したことがある）入札参加資格を得ている場合は「継続申請」欄を、全くの新規の場合は「新規申請」欄を○印で囲んでください。また、「継続申請」の場合は、「8」から始まる10桁の愛知中部水道企業団登録番号を記入してください。わからない場合は空欄で結構です。

1 申請者（本店（本社））

- （1） 「所在地」欄は、本店（本社）の住所を都道府県から記入し、「丁目」、「番」及び「号」は、「ー（全角ハイフン）」で記入してください。
- （2） 「商号又は名称のフリガナ」欄はカタカナで記入し、カブシキカイシャなどの前号・後号は省略してください。
- （3） 「商号又は名称」欄は、正式名称の「株式会社」などで記入してください。「(株)」などの略称名で記入しないでください。本店（本社）以外の支店・営業所などを登録する場合は、会社名と支店・営業所名の間に「全角スペース」を入れてください。

○ 正しい記入例

「〇〇コンサルタント株式会社 名古屋支店」
「株式会社〇〇コンサルタント 名古屋支店」

× 誤った記入例

「〇〇コンサルタント (株) 名古屋支店」
「(株) 〇〇コンサルタント 名古屋支店」

- （4） 「代表者職氏名」欄のうち、(役職) 欄は、個人事業主の方は記入しないでください。また、(氏名) 欄は、姓と名の間に「全角スペース」を入れてください。
- （5） 「電話番号」及び「FAX番号」欄は、市外局番、局番、番号をそれぞれ「ー（全角ハイフン）」で区切りを入れてください。
- （6） 「申請内容の確認のための連絡先」欄は、部署名、担当者名（フリガナ）、電話番号を記入してください。代行者の方は、部署名の欄に会社名も記入してください。

2 契約を締結する営業所を本店（本社）以外とする場合の委任事項

- （1） 契約を締結する営業所を本店（本社）以外とする場合、「委任行為の有無」欄の「有」を○印で囲み、委任状を提出してください。
- （2） 委任行為がある場合、委任状の「委任期間」は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとしてください。ただし、随時申請の方は「委任期間」の始期を空欄としてください。

3 契約を締結する営業所

前記「1 申請者（本店（本社）」と同じ場合でも必ず記入してください。

- （1） 「所在地」欄は、契約を締結する営業所の所在地を都道府県から記入し、「丁目」、「番」及び「号」は、「ー（全角ハイフン）」で記入してください。
- （2） 「商号又は名称のフリガナ」欄はカタカナで記入し、カブシキカイシャなどの前号・後号は省略してください。
- （3） 「商号又は名称」欄は、正式名称の「株式会社」などで記入してください。「(株)」などの略

称名で記入しないでください。本店（本社）以外の支店・営業所などを登録する場合は、会社名と支店・営業所名の間に「全角スペース」を入れてください。

○ 正しい記入例

「〇〇コンサルタント**株式会社** 名古屋支店」
「**株式会社**〇〇コンサルタント 名古屋支店」

× 誤った記入例

「〇〇コンサルタント **(株)** 名古屋支店」
「**(株)** 〇〇コンサルタント 名古屋支店」

- (4) 「代表者又は受任者職氏名」欄のうち、(役職)欄は、個人事業主の方は記入しないでください。また、(氏名)欄は、姓と名の間に「全角スペース」を入れてください。
- (5) 「電話番号」及び「FAX番号」欄は、市外局番、局番、番号をそれぞれ「-（全角ハイフン）」で区切りを入れてください。
- (6) 「E-mailアドレス」欄は、「契約を締結する営業所」にて使用するアドレスを記入してください。愛知中部水道企業団から直接送信するメールが記入したアドレスに届くことになりますので、正確に記入してください。

※ 電子入札システムからの各種通知書発行のお知らせメールは、ICカード利用者登録時に入力するメールアドレスに送信されます。

＜様式 2（申請業種情報）関係＞

1 申請を希望する業種

申請を希望する業種について「希望欄」に○印を記入してください。

- (1) 設計の申請を希望する業種は、「1 建築設計」「2 設備設計」とします。
- (2) 測量の申請を希望する業種は、「3 一般測量」「4 航空写真測量」とします。
- (3) 建設コンサルタントの申請を希望する業種は、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録部門のうち、「5 河川、砂防及び海岸・海洋」「6 港湾及び空港」「7 道路」「8 上水道及び工業用水道」「9 下水道」「10 農業土木」「11 森林土木」「12 水産土木」「13 造園」「14 都市計画及び地方計画」「15 土質及び基礎」「16 鋼構造及びコンクリート」「17 建設環境」とします。
- (4) 「18 地質調査」とは、地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）による土質調査、岩盤調査、物理探査、試験・計測等をいいます。
- (5) 補償コンサルタントの申請を希望する業種は、補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条の登録部門のうち、「19 土地調査」「20 土地評価」「21 物件調査」「22 事業損失」とします。
- (6) 上記(1)から(5)にあてはまらない業種について資格審査を希望する場合は、「その他」欄に業種名を記入してください。

2 登録等を受けている事業

入札参加資格審査申請時まで、次の(1)～(9)の登録を受けているものについて、登録番号（数字のみ）及び登録年月日を記入してください（年度、登録官公庁名は入力しないでください。）。

なお、「(一級・二級) 建築士事務所」は、一級又は二級のどちらか○印で囲んでください。

「建設コンサルタント」は、登録を受けている部門の登録番号（数字のみ）及び登録年月日を記入してください。

(1) 「1. (一級・二級) 建築士事務所」

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けている場合

(2) 「2. 測量業者」

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条による登録を受けている場合

(3) 「3. 建設コンサルタント」

建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録を受けている場合

(4) 「4. 地質調査」

地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条による登録を受けている場合

(5) 「5. 補償コンサルタント」

補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条による登録を受けている場合

(6) 「6. 不動産鑑定業者」

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録を受けている場合

(7) 「7. 土地家屋調査士」

土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみについて記入してください。）

(8) 「8. 司法書士」

司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 8 条による登録を受けている場合

(9) 「9. 計量証明事業者」

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条による登録を受けている場合

＜様式 3（共通情報【経営規模等統括表】）関係＞

「1 年間実績高」、「2 自己資本額高」、「3 損益計算書」、「4 貸借対照表」は、財務諸表等（現況報告書及び決算報告書等）を参考に千円未満は切り捨てて記入してください。

1 年間実績高

(1) 資格審査を希望する業種のみ、「ア 直前 2 年度分決算」「イ 直前 1 年度分決算」「ウ 直前 2 か年間の年間平均実績高」を記入してください。資格審査を希望しない業種及びその他の業種の実績は、「その他」欄に記入してください。なお、希望する業種で実績がない場合は、該当欄に「0」を記入してください。

(2) 「直前 2 年度分決算」とは、直前 1 年度決算の前の決算を、「直前 1 年度分決算」とは、入札参加資格審査申請日直前に確定した決算を含む過去 1 年間の決算を、「直前 2 か年間の平均実績高」とは、両決算の合計を 2 で除して得た額（千円未満四捨五入）を記入してください。

(3) 営業年度（決算日）の変更等で 1 年に満たない決算がある場合は、次の例により不足月数分を直前 3 年度分の決算の売上から補充し算定してください。

(例) 直前1年度の不足月数が3月の場合

$$\left((\text{直前3年度分決算} \times 3 / 12) + \text{直前2年度分決算} + \text{直前1年度分決算} \right) / 2$$

= 直前2か年間の年間平均実績高

- (4) 新規に営業を開始することにより、2年間に満たない場合は、次の計算式により算定してください。

$$\text{各営業年度の実績高の合計額} / 2 = \text{直前2か年間の年間平均実績高}$$

- (5) 個人から法人へ組織変更した場合で、経営に同一性を保持していると認められる場合又は他の企業を吸収合併した場合は、前営業体又は吸収合併前の各企業の売上も通算してください。

※ 各売上・収入等実績は当該事業に係るもののみを記入し、建設業及び物品製造業等の実績は含めないでください。

また、各々の金額は、消費税及び地方消費税を含まない額（消費税抜き金額）を記入してください。

2 自己資本額高

- ① 「株主資本」欄は、法人の方は払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え、自己株式を減じた額を入力してください。また、下段に資本金の額を内数で入力してください。

個人の方は、純資産合計（期首資本額＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記入してください。

※ 青色申告の方は、純資産合計＝事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額－事業主貸となります。

※ 白色申告の方は、青色申告決算書の貸借対照表のフォームを利用するなどして作成した貸借対照表をもとに記入してください。

- ② 「評価・換算差額」欄は、その他有価証券評価差額金、繰越ヘッジ損益、土地再評価差額金がある場合は、その合計額を記入してください。

- ③ 「新株予約権」欄は、新株予約権があった場合は、その額を記入してください。

- ④ 「直前決算」及び「剰余（欠損）金処分」の各欄は、入札参加資格申請日直前の決算より記入し、「決算後の増減」欄は、当該直前決算日から入札参加資格申請日までの間における増減がある場合に記入してください。

3 損益計算書

「税引前当期純利益」欄は、直前1年度分決算により記入してください。

4 貸借対照表

「流動資産」、「流動負債」、「固定資産」及び「総資本額（資産合計）」の各欄は、直前1年度分決算により記入してください。

5 経営比率

「総資本純利益率」、「流動比率」及び「自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点第2位以下の数値を四捨五入して小数点第1位までの数値を記入してください。

6 営業年数

「営業年数」欄は、資格審査を希望する業種に係る事業開始日（2以上の申請業種の場合は最も早い開始日）から入札参加資格審査申請日までの期間とし、当該業種で中断した期間を控除した期間（1年未満の端数は切り捨て）を記入してください。

また、組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業（前営業体）との同一性を保持していると認められている場合は、前企業（営業体）の創業時をとることができます。

なお、吸収合併の場合は、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は、消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとしてください。

7 愛知中部水道企業団との指名・契約実績

令和6・7年度の間に愛知中部水道企業団から指名（見積りを含む。）を受けた実績の「有・無」を、令和6・7年度の間に愛知中部水道企業団と契約した実績の「有・無」を○印で囲んでください。

8 常勤職員数

入札参加資格審査申請日現在における常時雇用している従業員の数を記入してください。

「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、入札参加資格審査申請日現在における常時雇用している従業員のうち、専ら設計・測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他職員」欄は、それ以外の職員（兼業部門等職員）の数を記入してください。

なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、入札参加資格申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することを指します。

友好・協力関係にある別企業の職員は計上せず、あくまで自社の職員数のみ計上してください。

9 外国資本（50%以上）の有無

外国資本が50%以上の場合は「有」を、それ以外の場合は「無」を○印で囲んでください。

10 外資状況

外資系企業（日本国籍会社を含む。）のみ、「国名」に外国名を、「(比率 %)」内に当該国の資本比率を記入してください。

なお、「②日本国籍会社（比率 100%）」とは 100%外国資本の会社を、「③日本国籍会社（ %）」とは一部外国資本の会社をそれぞれ指します。

11 適格組合証明

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合については、中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。

12 ISO認証取得状況

入札参加資格審査申請日現在における「ISO9001」「ISO14001」のいずれかを（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証を受けている場合は「認証済」を、受けていない場合は「未認証」を○印で囲んでください。また、認証を受けている場合は、認証番号を記入してください。

<様式4（共通情報【有資格者数】）関係>

1 有資格者数

該当する資格は、入札参加資格審査申請日現在における該当者の人数を入力してください。

なお、1人で2以上の資格を有している場合は、重複して計上してください。

ただし、1級〇〇・2級〇〇（建築士は「木造」を含む。）〇〇士・〇〇士補等については、上位のもののみ、技術士は、同一部門内（総合技術管理部門において当該部門内の科目を選択科目とするものを含む。）でいずれか1つ、またRCCMは、希望する業種を考慮していずれか1つを選択してください。

「合計」欄は、該当資格の延べ人数を、「実人員」欄は、実際の資格取得者数を記入してください。合計は、次の「技術者名簿」の人数と一致します。

<様式5（共通情報【技術者名簿】）関係>

1 技術者名簿

入札参加資格審査申請日現在における「有資格者数」に該当する資格保有者の氏名とその資格名に付した番号（「様式4 有資格者数」欄の番号）を記入してください。

また、「合計」欄は、当該資格の延べ人数を、「実人員」欄は、実際の資格取得者数を記入してください。これら2項目は、「有資格者数」と一致します。

技術者名簿は、名前順ではなく、「有資格者数」の番号順で記入してください。

友好・協力関係にある別企業の職員を記入せず、あくまで自社の職員数のみ記入してください。

<受付証様式関係>

受付証を必要とする場合は、入札参加資格審査申請の受付を行った証明として受付印を押印し返送しますので、受付証用官製はがき等を同封してください。

官製はがきの表面には返送宛名等を記入してください。

※ 官製はがき（裏）記入例

令和8・9年度 入札参加資格審査申請書受付証	
次のとおり受付しました。	
受付年月日	裏面を記入しない場合は、受付印のみを押印し返送します。
受付印を押印し返送します。	
愛知中部水道企業団 管財検査課 管財グループ	

〒470-0153

愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷 212 番地

愛知中部水道企業団 管財検査課 管財グループ

TEL : 0561-38-0149（直通） FAX : 0561-38-2765

E-mail : kanzaikensaka01@suidou-aichichubu.or.jp

ホームページ <https://www.suidou-aichichubu.or.jp>